

平成 27 年 1 月 9 日

平成 26 年（ラ許）第 32 号  
平成 26 年（ラ）第 94 号  
平成 26 年（モ）第 88 号  
原審 福岡高等裁判所宮崎支部

福岡高等裁判所宮崎支部 御中

## 抗告許可申立理由書

抗告人 岩崎 信  
Fax 020-4668-3048

### 抗告許可申立の理由

1. 理由不備である。憲法 32 条に適合しない。民訴法第 312 条 2 項六に該当する。  
抗告審の決定は、抗告理由についての十分な言及がなく、理由不備であり、裁判がなされていない。思考停止であり、裁判放棄状態である。抗告理由 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7 についての排斥理由が明示されていない。  
決定書の文面は、画一的であり、機械的である。判事の資格がなくても、誰にでも作成できるような画一的な決定書である。  
最低限の裁判過程が明らかにされていないのであるから、抗告費用は返還されるべきである。裁判料金を請求しながら、まともな裁判がなされていない。国家が国民に提供すべき最低限の裁判サービスの基準に達していない。国民の真摯な法的聴聞権を侵すものであり、憲法 32 条、市民的政治的権理国際規約 14 条に適合しない。
2. 憲法 99 条憲法擁護義務に適合しない。憲法問題に関する重度の思考停止症状が顕著である。  
憲法違反の主張については、一つ一つ丁寧に考察されなければならないにもかかわらず、抗告理由中の憲法違反の主張について全く言及されていない。  
憲法 98 条に、憲法の条規に反する法令、命令等は効力を有しないことが規定されており、憲法に反する命令、法令が日常的に存在しうることが想定されているにもかかわらず、憲法違反の主張が無視されている決定内容は、憲法 98 条、及び、99 条の憲法の擁護義務に違反する。憲法違反の主張に対して、排斥理由を明確に示さないことは、裁判官の憲法擁護義務に違反する。国民の裁判請求権、法的聴聞権を蹂躪するものである。憲法 32 条、市民的政治的権理国際規約第 14 条に適合しない。
3. 理由に食違ひがある。理由齟齬、理由錯誤である。憲法 32 条に適合しない。民訴法 312 条 2 項六に該当する。  
法令の解釈に関する重要な事項を含む。民訴法第 312 条 2 項の一の「法律」が、単に、「裁判所法及び民事訴訟法」のみに限定されるのか、あるいは、憲法も含まれ

るのか、という解釈の違いは重要な事項である。

なお、抗告人は、原審は、法律に従って判決裁判所を構成しなかったと主張するが、その理由とするところは、原審が、裁判所法及び民事訴訟法に従って構成されていないことを指摘するものではないから失当である。

と原審にあるが、抗告理由書 1 頁 12 行目に、「裁判所法第 48 条に適合しない裁判所の構成である。」との記載があるにもかかわらず、見落とされている。

民訴法第 312 条 2 項の一の「法律」の解釈に誤りがある。原審では、「裁判所法及び民事訴訟法」のみに限定解釈されているが、根拠なき限定である。あらゆる法律、憲法が含まれるものと解釈されなければならない。

抗告理由書 1 頁に、「憲法 76 条 3 項、22 条(居住移転職業選択の自由)、99 条(裁判官の憲法擁護義務)、12 条(自由権理保持義務)、31 条、32 条、市民的政治的権理国際規約第 14 条、裁判所法第 48 条に適合しない裁判所の構成である。」と述べられているのであるから、失当ではない。

4. 平成 26 年 9 月 28 日付忌避申立書の申し立ての理由、11 月 26 日付け抗告理由書の抗告の理由の全部をここに引用する。特別抗告審での裁判を求める。  
憲法 32 条、31 条、14 条、21 条(弁論の自由)、76 条 3 項、22 条(居住移転職業選択の自由)、99 条(裁判官の憲法擁護義務)、12 条(自由権理保持義務)に適合するかしないかについて、抗告審での裁判を求める。
5. 最高裁の判例がない。  
本件と同様の論点についての最高裁の判例がないことは、上告許可理由となる。  
オーストリア民事訴訟法第 528 条によれば、最高裁の判例に違背するのみでなく、判例が存在しないことも抗告理由となる。日本の民訴法第 337 条 2 項も同趣旨であるから、最高裁への抗告許可理由となる。

オーストリア民事訴訟法

第 528 条〔再抗告〕①抗告裁判所の決定に対する再抗告は、例えば抗告裁判所が最高裁判所の判例に違背し、又は最高裁判所の判例が存在せず、若しくは統一性を欠くために再抗告裁判所の裁判が、実体法又は手続法の法律問題であって、法的統一性、法的安定性又は法的発展を確保するために重要な意義を有する問題の解決に依拠する場合に限り、許される。

§ 528. (1) Gegen den Beschluß des Rekursgerichts ist der Revisionsrekurs nur zulässig, wenn die Entscheidung von der Lösung einer Rechtsfrage des materiellen Rechts oder des Verfahrensrechts abhängt, der zur Wahrung der Rechtseinheit, Rechtssicherheit oder Rechtsentwicklung erhebliche Bedeutung zukommt, etwa weil das Rekursgericht von der Rechtsprechung des Obersten Gerichtshofs abweicht oder eine solche Rechtsprechung fehlt oder uneinheitlich ist.

以上